

安全・衛生 — じゃーなる — Journal

〒060-0004 札幌市中央区北4条西12丁目 ほくろウビル 4F TEL011-272-8855 FAX011-272-8880 ■発行責任者：松浦 俊一

67
2010.2



第15回全道セイフティネットワーク集会、および、2010年全道安全衛生担当者会議

「安全配慮義務」の最近の動向について学習

2010年2月16日、札幌市内のホテルで、産別担当者や地協の代表・労災防止指導員など約70名が参加し、第15回全道セイフティネットワーク集会（2010年全道安全衛生担当者会議 合同）を開催しました。

集会では、連合雇用法制対策局の金田部長が、11次防（08年からの5年間）に関する連合の取り組み指針について説明し、安全衛生委員会の活性化とリスクアセスメントの導入促進、過重労働の防止・メンタル問題の解決を具体的な目標にすることなどを提起しました。

次に、北大の道幸教授が「安全配慮義務の考え方」と題して、「公害裁判によって人災（不法行為）への慰謝料が定着し、安全配慮義務は契約上の義務として確立されたので、損害賠償にむすびつく。しかも、時効は10年となっていることから、過重労働

などでは大きな額の賠償が課せられ、企業側としても十分な配慮体制をとることが緊急課題となってきた。安全配慮義務の内容としては、①（職場の）物的環境の整備は業務命令に内在する、②（健康診断等の）予防・回避措置、③危険発生の場合の作業停止、④（長時間労働等の）働かせ方があり、それぞれ有効な判例が確立されている。特に自殺などの場合は、注意義務違反で契約上の債務不履行が問われるようになってきた」など、多少高度な内容でしたが、安全配慮義務を系統的に理解するための講演がありました。

最後に、医療生協札幌緑愛病院の肝臓センター川西医師が「肝臓がんの不安がなくなる世の中をめざして」と題し、アルコールと脂肪肝、ウイルス性肝炎など代表的な肝臓の病気の説明と、肝硬変から肝ガンにいたる治療等についても解説されました。

勤労者の有病所見率の引き下げが11次防の目標の一つとされていることに鑑み、肝臓とのつきあい方を学ぶことができました。

これらの内容については、当センターのJournal別冊で詳しい内容をお届けします。

今回の集会のメインである「安全配慮義務」はメンタル問題を考える上で特に重要な方策と考えます。集会の質問でも出ていましたが、ハラスメントやメンタルに関する労働相談が増えている



ますが、一方で、労災補償は病気発症後の本人の言い分を一切認めない仕組みになっており、裁判に頼るしか方法が残されていない事例が多く、この裁判の積み上げが労災認定の制度を変更させる大きな力となります。

ハラスメント・メンタル問題は現代の大きな問題

です。当センターでは、過去4回、メンタル問題の専門家による講演録を作成発行してきましたが、今これを1冊にまとめ、病気への知識から、発見と対応、職場復帰への道のり、労働組合の取り組みなど、できるだけ現場で役に立つものにしようと企画しています。



第13回全道労災防止指導員研修・連絡会議を開催

2009年12月2日、札幌市内のホテルで、全道の労災防止指導員14名と、産別担当者・センター理事20名が参加し、今年度の労災防止指導員研修・連絡会議（第13回）を開催しました。

平成21年度（2009年度）の北海道における労働災害による死亡者数は、9月末現在で42名と前年同期比-12名となっており、また、労働災害発生件数でも、4,049件と、昨年度同期比で-421件となっていました。年度末に向けて労災事故多発の時期となるため、防止の取り組みが一層必要となっています。そのため、職場・地域の安全と衛生を向上するには、連合北海道が推薦する労災防止指導員が、新たな行政施策に対する理解を深めるとともに、自ら実践研修活動を積み重ねていく必要があります。その資質向上を図る取り組みです。

研修の内容は、講座Ⅰとして、北海道労働局労働基準部安全課の菊池安全専門官から、「北海道の労働災害の現状 交通労働災害について」の報告と提起を受け、次に、講座Ⅱでは、同じく北海道労働局の労災補償課宮下労災医療監察官から、労災保障制度の概要について、それぞれ資料により説明がありました。

北海道の労働災害については、特に「交通災害防止のためのガイドライン（H20.4.3）」をもとに、運転時間の厳正な管理の必要性が求められました。また、労災補償では、歴史的（炭鉱事故・



じん肺など）に保障費全体に占める北海道の比率が高いことの現状と、労災認定のシステムの概要が説明されました。

次に、講座Ⅲとして、日本産業カウンセラー協会北海道支部の永井支部長から、「自殺予防デーの電話相談から」の報告があり、自殺予防週間に実施した「働く人の電話相談」の3日間で千件を超える相談が寄せられ、自殺願望や未遂の相談が多数であったこと、特に40～50才台の相談が多く、いじめやハラスメントが相談内容で多かったことなどが報告され、「経済的な理由が近年増えてきている」と傾向が示されました。

最後に、労災指導員活動の報告と意見交換として、基幹労連平田豊事務局長、後志地協石川誠一郎事務局長の2名の労災防止指導員から、日頃の活動について報告され、活動の充実のためにも職場視察の機会を是非作ってほしいなどの要望も寄せられました。

平成21年における死亡災害発生状況北海道労働局

(平成21年1月1日～平成21年12月31日)(未確定)

北海道労働局

業 種	平成21年		平成20年同期		対前年比較			
	死亡者数	構成比(%)	死亡者数	構成比(%)	全件数		交通事故を除く	
					増減数	増減率	増減数	増減率
全 産 業	68 (16)	100.0	81 (20)	100.0	-13	-16.0	-9	-14.8
製 造 業	3 (1)	4.4	9 (1)	11.1	-6	-66.7	-6	-75.0
鉱 業	0 (0)	0.0	1 (0)	1.2	-1	-100.0	-1	-100.0
建 設 業	30 (6)	44.1	28 (4)	34.6	2	7.1	0	0.0
交通運輸事業	1 (1)	1.5	2 (1)	2.5	-1	-50.0	-1	-100.0
道路貨物運送業等	7 (2)	10.3	13 (6)	16.0	-6	-46.2	-2	-28.6
港湾荷役業	1 (0)	1.5	0 (0)	0.0	1		1	
林 業	1 (0)	1.5	8 (0)	9.9	-7	-87.5	-7	-87.5
上記以外の事業	25 (6)	36.8	20 (8)	24.7	5	25.0	7	58.3

(注) 1.本統計は死亡災害報告に基づき、上記期間について集計したものである。 2.死亡者数欄の()内は、交通事故による死亡者数で、内数である。

3.本年については集計期間中の把握件数であり、昨年については集計期間中の発生件数である。

業種別労働災害発生状況

(平成21年1月1日～平成21年12月31日)(未確定)

北海道労働局

業種別	区分	平成21年			平成20年			対前年		業種割合 (%)
		死 亡	休 業	合 計	死 亡	休 業	合 計	増減数	増減率	
全産業合計		68	6,052	6,120	81	6,501	6,582	-462	-7.0	100.0
製 造 業		3	1,269	1,272	9	1,425	1,434	-162	-11.3	20.8
	食料品	1	681	682	1	737	738	-56	-7.6	11.1
	木材・家具	1	134	135	3	156	159	-24	-15.1	2.2
	紙・印刷		31	31		37	37	-6	-16.2	0.5
	窯業・土石		50	50	2	62	64	-14	-21.9	0.8
	金属・機械		202	202	1	247	248	-46	-18.5	3.3
	その他	1	171	172	2	186	188	-16	-8.5	2.8
鉱 業			5	5		2	2	3	150.0	0.1
土石採取業			22	22	1	14	15	7	46.7	0.4
建 設 業		30	826	856	28	941	969	-113	-11.7	14.0
	土木工事業	16	292	308	11	274	285	23	8.1	5.0
	建築工事業	7	350	357	9	434	443	-86	-19.4	5.8
	木造建築業	2	116	118	3	155	158	-40	-25.3	1.9
	設備工事業	5	68	73	5	78	83	-10	-12.0	1.2
道路貨物運送		6	688	694	12	705	717	-23	-3.2	11.3
その他の運輸		1	233	234	2	246	248	-14	-5.6	3.8
陸上貨物取扱		1	34	35	1	63	64	-29	-45.3	0.6
港湾運送業		1	20	21		23	23	-2	-8.7	0.3
林 業		1	155	156	8	146	154	2	1.3	2.5
水 産 業		5	181	186	1	157	158	28	17.7	3.0
商 業		3	764	767	7	794	801	-34	-4.2	12.5
清掃・と畜業		9	276	285	3	323	326	-41	-12.6	4.7
上記以外の事業		8	1,579	1,587	9	1,662	1,671	-84	-5.0	25.9

死亡災害については死亡災害速報、休業災害については労働者死傷病報告書(休業4日以上)による同期間中に把握した件数の前年同期の対比である。



人に会うときやスピーチの前など、高まる緊張をほぐすために、また、イライラしたり、焦ったりして呼吸が浅くなったときに深呼吸をした経験は多くの人が持っています。

内臓は意志とは無関係に動き続けていますが、呼吸は自分でコントロールすることができます。意識して呼吸リズムを変えて、自分の体に働きかけること

で、安定した心を取り戻す方法が「呼吸法」です。

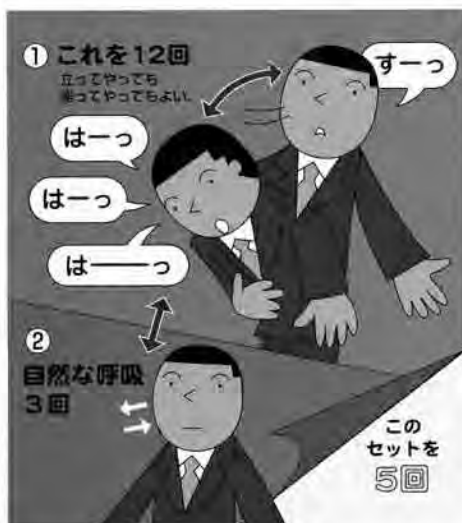
短時間で、どこでも手軽にできる呼吸法を身につけて、緊張やストレスで疲れた心と体をリラックスさせましょう。

3呼1吸法

- ① 3回息を吐いたら、息を吸う。これを12回連続で行う。
- ② その後緩やかな自然な呼吸を3回行う。
- ③ このセットを5回行う。

(吐くときに、みぞおちにくぼみを作るように上半身を前に「くの字」に曲げるのがポイント)

※呼吸は吸うときより、吐くときに緊張が緩むとともに、血圧は少し下がり、脈拍も遅くなります。



イメージ呼吸法

- ① 目の前に1本のろうそくをイメージし、そのろうそくを吹き消すように息を吐く。何度か繰り返し、呼吸が乱れてきたら、軽く目を閉じる。

(腹筋を使いながら息を吐いているのがわかる)

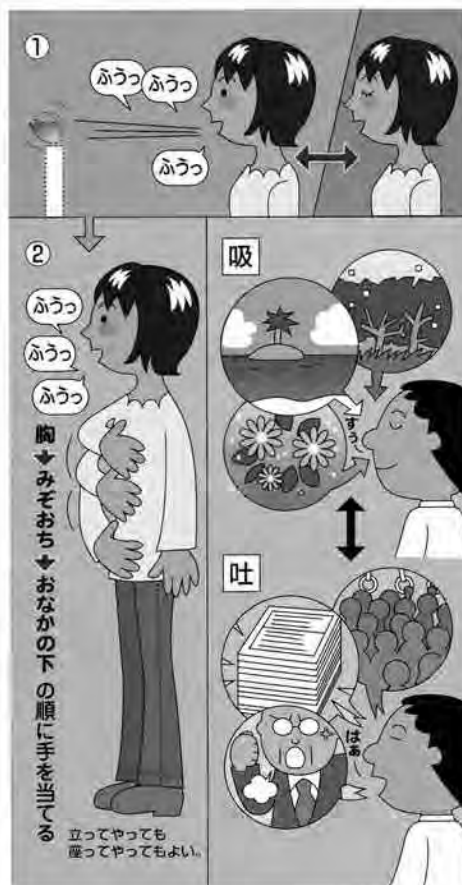
- ② 次に、右の手のひらを胸に当てて上記の呼吸を行う。

(呼吸を手のひらで感じ取る)

- ③ 次に手のひらをみぞおち、おなかの下の順序にそれぞれ当てて呼吸をする。

- イメージ呼吸法はこのほかに、自分がリラックスする場所や場面をイメージしながら息を吸い、新鮮な空気が体の隅々まで行き渡るのを感じたら、イヤなことを吐き出すつもりで息を吐く方法もあります。

※どちらもイメージを豊かにし、心と体をすっきりさせる効果があります。



2009年2月20日発行 第1126号

